

徳島県警察学校施設等使用要領の制定について(通達)

(平成8年3月12日徳校甲第28号)

最終改正 令和2年12月28日徳企第178号

各部課長

各警察署長

徳島県警察学校施設等の厳正な管理と有効な活用を図ることを目的として、次のとおり徳島県警察学校施設等使用要領を定め、平成8年3月12日から実施することとしたので遺憾のないようにされたい。

なお、徳島県警察総合体育館使用要領の制定について(昭和60年3月19日徳教甲第77号)は、廃止する。

記

1 制定の趣旨

学校施設の管理については徳島県警察庁舎管理規程(平成26年徳島県警察本部訓令第7号)、徳島県警察総合体育館については徳島県警察総合体育館使用要領の制定について(昭和60年3月19日徳教甲第77号)に基づき行ってきたところであるが、近年の健康志向等に伴い官公庁等から学校施設の借用依頼が多くなってきていることに加えて、使用許可願も区々にわたっているとことから、総合的な使用要領を制定し、厳格な管理と有効活用を図ろうとするものである。

2 実施上の留意事項

(1) 管理者(第2の項関係)

学校施設の管理者を学校長とし、規程の根拠を明確にした。

(2) 使用者(第4の項関係)

学校施設の使用者を特定し、管理がしやすいようにした。特に第4の2及び3の項に該当する者にあつては、警察学校施設使用許可願(以下「許可願」という。)が出てきた段階で厳正に審査し、統一性を確保することとした。

(3) 使用施設(第5の項関係)

使用者によって使用できる施設を特定することとした。

(4) 使用目的(第6の項関係)

第6の各項は、あくまでも例示であり、使用理念に該当すると管理者が判断した場合はこの限りでない。

(5) 使用時間(第7の項関係)

使用時間外であっても、周りの静穏を害することなく、また、使用効果等から判断して管理者が許可した場合は、使用させることが出来るものと

した。

(6) 使用の許可(第8の項関係)

許可願の様式を定めるとともに、ファクシミリによる事前許可願の提出を認めることとした。

(7) 使用の取消し等(第9の項関係)

使用承認期間内であっても、管理上支障が生じたときは、使用許可を取り消すこととした。

(8) 遵守事項(第10の項関係)

火災及び盗難の防止、施設の保全、電気・水道等資源の節約、機器の保守等の基本的な事項を事前に徹底することとした。

徳島県警察学校施設等使用要領

第1 趣旨

この要領は、徳島県警察庁舎管理規程(昭和52年訓令第13号。以下「庁舎管理規程」という。)に定めるもののほか、学校施設の厳正な管理と有効な活用について必要な事項を定めるものとする。

第2 管理者

学校施設の管理は、庁舎管理規程第4条の規定に基づき、校長(以下「管理者」という。)が行うものとする。

第3 使用理念

学校施設は、その本来の使用のほか、設置目的からして、公若しくは公に準ずる団体又は個人が公若しくは公に準ずる使用目的に該当する場合において、その本来の使用を妨げないときは許可するものとする。

第4 使用者

学校施設の利用者は、以下のものとする。

- 1 県警察の各所属及び職員
- 2 利用を希望する官公庁又はその職員
- 3 その他管理者が特に利用を許可する団体又は個人

第5 利用施設

利用施設は、次に掲げるものとする。ただし、第4の2に掲げる利用者は、原則として総合体育館、道場及び運動場のみとし、同3に掲げる利用者にあつては、管理者が許可する範囲とする。

- 1 教場及び講堂
- 2 総合体育館
- 3 武道場
- 4 運動場
- 5 その他の学校施設

第6 使用目的

学校施設は、次に掲げる場合に使用することができる。

- 1 警察職員の教養訓練等
- 2 警察術科の訓練、段級審査等
- 3 職員の健全な心身の育成を図る体育活動等
- 4 警察業務遂行上必要ある式典等
- 5 官公庁の連携を深める合同行事等
- 6 地域文化の向上に資する行事等
- 7 その他管理者が特に許可する行事

第7 使用時間

学校施設の使用時間は、原則として次に掲げるとおりとする。ただし、管理者側において、急きょ使用する事情が生じた場合等にあつては、この限りでない。

- 1 平日一午前9時から同日の午後8時まで
- 2 土、日曜日及び祝日一午前9時から午後5時まで

第8 使用の許可

学校施設を使用しようとする者は、あらかじめ徳島県警察学校施設使用許可願(別記様式。以下「許可願」という。)により管理者の許可を得なければならない。ただし、ファクシミリにより事前に許可願を提出し、許可を得た者は使用の当日に使用責任者印を押印した正本を持参することにより、これに代えることができる。

第9 使用の取消し等

管理者は、学校施設を使用する者が、この要領に違反したとき、又は学校施設の維持管理上特に必要と認めたときは、その使用を取消し、又は使用を制限することができる。

第10 遵守事項

学校施設を使用するものは、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 1 学校施設の使用を開始するとき及び終了するときは、管理者に報告するとともに、鍵の受け渡しを確実に行うこと。
- 2 施設内での喫煙は、指定の場所で必ず灰皿等を準備して行うこと。
なお、教場、講堂、総合体育館及び武道場は禁煙とする。
- 3 学校施設の使用に当たっては、その施設、器材、植木類等を損傷しないこと。万一損傷したときは、完全に修理又は弁償すること。
- 4 冷暖房、照明、ガス、水道等の使用に当たっては、常に節約に努め、使用後はスイッチ等の閉止処置を確実に行うこと。
- 5 総合体育館は土足厳禁とする。(備え付けの上履き又は専用の体育館シ

ューズを利用するか裸足を原則とする。)

- 6 体育用具その他の備品の使用は、管理者の許可を得て使用し、使用後は必ず所定の場所に整理して収納すること。
- 7 運動場への自動車等の乗り入れは、管理者が特に許可した場合を除き厳禁とする。
- 8 使用責任者は、学校施設使用后、清掃、窓・出入口の施錠及び火気の完全な確認を行い、異常の有無を管理者に報告すること。

第11 徳島県警察学校射撃場の使用

徳島県警察学校射撃場の使用については、徳島県警察学校射撃場使用規程(昭和49年徳島県警察本部訓令第19号)に定めるところによるものとする。

附 則(平成25年3月29日徳務第172号)

附 則(令和2年12月28日徳企第178号)

(施行期日)

- 1 この通達は、令和2年12月28日から施行する。

(経過措置)

- 2 この通達の施行の際に現にこの通達による改正前の通達の規定に基づいて提出されている書面は、改正後の通達の規定に基づいて提出された書面とみなす。
- 3 この通達による改正前の通達に規定する様式による書面については、この通達による改正後の通達に規定する様式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。この場合において、改正後の様式において押印が省略されているものについては、改正前の様式においても同様とする。

様式

校 長	副 校 長	指 導 官 等	受 理 者	受 理 年 月 日	年 月 日
				受 理 区 分	・電話受信 (FAX) ・郵送 ・持参 ・送付 ・その他 ()
徳 島 県 警 察 学 校 施 設 使 用 許 可 願 □ 許 可 □ 不 許 可					
届 出 人	住所 (勤 務 先) 氏 名 T E L ()				
使 用 日 時	月 日 () 午 前 ・ 午 後 時 分 から 月 日 () 午 前 ・ 午 後 時 分 まで				
使 用 場 所					
使 用 目 的					
使 用 者	氏 名 (団 体 の 場 合 は 責 任 者 名) T E L			使 総 人 用 員	
遵 守 事 項	1 学校施設の使用及び終了するときは、管理者に報告するとともに、鍵あるときは、その受け渡しを確実にすること。 2 喫煙は、指定の場所で必ず灰皿等を準備して行うこと。なお、教場、講堂、総合体育館及び武道場は禁煙とする。 3 施設、器材、植木類等を損傷しないこと。万一損傷したときは、修理又は弁償すること。 4 電気、水道等の使用にあたっては、常に節約に努め、使用後はスイッチ等の閉止処置を使用責任者が確実にすること。 5 総合体育館は、土足厳禁とする。(備え付けの上履き又は専用の体育館シューズを利用するか裸足を原則とする。) 6 備品の使用は、管理者の許可を得て使用し、使用後は必ず所定の場所に整理して収納すること。 7 運動場への自動車等の乗り入れは、管理者が特に許可した場合を除き厳禁とする。 8 使用責任者は、最後に清掃、火気、施設等の完全な確認を行い、異常の有無を管理者に報告すること。				